空き店舗であることの証明書

　船橋市長　あて

（物件所在地）

にある物件は、船橋市空き店舗対策事業補助金交付要綱第２条に規定する下記要件を満たしていることを証明します。

記

1. 都市計画法第５条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第７条第１項に規定する市街化区域に所在していること。

|  |  |
| --- | --- |
| 用途地域名 |  |

1. 過去に事業の用に供されていた実績があり、賃貸借できる状況にありながら、６月以上事業が営まれていない状態が継続していること。
※以下は把握している範囲でご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 直近で使用していた店舗の名称 |  |
| 上記店舗が閉鎖した日 |  |

1. １階、２階又は地階部分に位置していること。

年　　　月　　　日

住所又は所在地

名　　　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞